

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	建設監理課
委 託 業 務 名	膳所駅前公共駐車場精算システム機器改修等委託業務
委 託 業 務 場 所	大津市馬場二丁目
概 要	浜大津公共駐車場 1 階の管理室（夜間は警備会社）から発信された信号を精算機で受信することで、遠隔操作によって料金割引ができるようシステム改修するもの。
契 約 期 間	令和5年3月13日 から 令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年3月13日
契 約 金 額	915,200 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市南区上鳥羽卯ノ花町6番地 〔名 称〕 アマノ株式会社 京都支店 支店長 田中 壮一
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	大津市公共駐車場では、アマノ株式会社製の精算機を使用していることから、遠隔操作による料金割引に対応するためには、既存の精算機に同一事業者が開発した特注のソフトウェアを導入し、プログラムの改修を行う必要がある。なお、特注のソフトウェア導入工事では、精算機の内部の改修を行う必要があるがアマノ株式会社は、精算機の内部構造やプログラムの登録方法などの特許を保有していることから、他の事業者では施工することができないため、同一事業者と随意契約するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。